

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
慶弔規程

規程第 18 号

(目 的)

第 1 条 本規程は、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(以下「当団体」という。)の本部役員及び支部代表者に慶弔がある場合の取り扱いについて定めることを目的とする。

(慶弔金額)

第 2 条 当団体の本部役員、支部代表者の慶弔にあたっては下記のとおりとする。

1.死亡の場合

項目	香典	電報	葬儀への出席
(1)本部役員の死亡	5,000円	弔電	理事長または副理事長
(2)支部代表者の死亡(申告ある場合)	なし	弔電	なし
(3)関係者・有識者の死亡	なし	弔電	なし

なお、葬儀への出席については、近年家族葬が増加していることから、欠席する場合もある。

2.病気の場合

本部役員の病気(1ヵ月以上の入院) 5,000円

(委 任)

第 3 条 本規程に定める外、必要な細目事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(改 正)

第 4 条 本規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。